

1930年前後のわが国におけるスポーツ動向と その歴史的 성격について

On the Trend of Sports before or after 1930
and its Historical Character in Japan

加賀 秀雄

Hideo KAGA

1930年前後のわが国において見られるスポーツの基本動向は、19世紀後半欧米先進諸国から受容され、上流階級に依拠して展開されたスポーツが、その身分的制約を越えて、国民生活へ定着したスポーツへと移り代っていくという時代の特徴をもち、同時にまた、そうした国民的な規模でのスポーツの普及を背景にして、それに対する政府の政策的関与が、思想善導策という政策形態をとって展開が図られるという時期でもあった。

ここでは、こうして具体化したスポーツにおける思想善導策を、1930年前後の時代状況との関連において全体的構造的にとらえることによって、この時期におけるスポーツが果たした歴史的社会的役割を明らかにしようとするものである。

キーワード：近代国家、スポーツ動向、スポーツ政策、歴史的研究

modern nation, trend of sports, sports policy, historical study

1. はじめに

わが国におけるスポーツは、明治維新の社会的諸改革によって具体化した、政治的基盤としての天皇制の政治機構と、経済的基盤としての資本主義を基軸として、近代国家が形成されていく19世紀後半に、欧米先進諸国から受容され定着したところに、その萌芽を見ることができる。

こうしてわが国に受容されたスポーツは、近代学校教育制度の確立に伴って設置された高等教育機関における課外活動として、展開を見るにいたったところに基本的特徴があった。とりわけ上流階級の子弟の育成基盤であった高等教育機関に定着したスポーツは、以後、身分的制約を帯びた性格をもって展開していくことになった⁽¹⁾。

しかしながら、20世紀を迎えた1910～20年代にかけて高揚してきた大正デモクラシー運動を背景として、

国民の経済的諸条件の改善、政治的自覚の高まり、社会的地位の向上等が徐々に進む中で、スポーツに対する国民的な関心や要求も広がり始めるようになる。

こうした経緯を経てスポーツは、従来の高等教育機関における課外活動から、中・初等教育段階へと身分的制約を越えて普及し始めていき、広く国民的な関心事となって展開していくことになった。

1930年前後におけるスポーツは、まさに上流階級に依拠したスポーツから、国民的な規模での普及へと移り代っていくスポーツの発展状況を象徴的に反映したものとなった点において、近代スポーツ史の展開過程において画期を刻するところとなった。

同時に、こうしたスポーツの発展状況の中で、スポーツが政府の政策対象となって具体化するにいたったのもこの時期である。スポーツによる思想善導策としての政策化は、それを如実に示したものとなった。

それ故に本稿においては、その研究視角として、スポーツによる思想善導策の成立経緯とその諸実相、ならびにその歴史的性格を、この時期における時代状況との関連において全体的構造的にとらえることによって、1930年前後において展開を見たスポーツの歴史的社会的役割について、検証を試みようとするものである。

2. 1920年代にいたるスポーツの基本動向

1920年代にいたるスポーツは、その萌芽期に見られた上流階級を対象とする高等教育機関におけるスポーツから、中・初等教育段階へと広がり見せるようになる。

すなわちこの時期にいたると、学校教育においては、中・初等教育の普及が進み、1926年の学事統計によれば^(註1)、すでに中・小学生総数は960万4421名に達し、小学校への就学率も99.43%を占めるにいたる等、国民の教育的基盤は大きく広がっていった。

こうした学校教育の普及状況に対応して、学校スポーツも発展期を迎えるにいたった。従来高等教育機関を中心として普及してきたスポーツは、この時期に入ると中学校段階にも定着するようになり、各校で課外の運動部の組織化が進み、校内スポーツ行事や対校競技が活況を呈するようになった。また各地の小学校にも運動部が誕生して、隣接校との対校競技が行われたり、県内の学童スポーツ大会を開催する地方も現われるなど、学校スポーツは、従来高等教育機関におけるスポーツの枠を越えて、国民生活の中に徐々に根を下ろしていくことになった^(註2)。

このようなスポーツの展開状況の中で、スポーツは、新たな様相を呈するようになる。それは、スポーツに対する政府の政策的関与が具体化するにいたったことを意味する。1924年に現れたスポーツをめぐる3状況は、その端緒的動向を示すものであった。

すなわちそれは、1924年9月、「体育ノ普及発達ヲ図ル為メ」に「全国体育デー」^(註3)が設置されるにいたったことであった。この体育デーは「11月3日全国一斉ニ之ヲ行フ」ものとされ、その対象は「学校、学校衛生会、教育会其他教育ニ関係アル団体」とされた。そしてその実施内容として、「体育講話会、運動競技、ポスター宣伝、登山、遠足」等が組み入れられていった。所管省となった文部省による「全国体育デーの調査」^(註4)によれば、この年、「第1回全国体育デー」には、15,945団体が参加したことを明らかにしている。

こうして「全国体育デー」は、政府主催行事として、全国的に開催される運びとなった。

ついで、国内で唯一の総合的なスポーツ大会として、「明治神宮競技大会」^(註5)が決定され実施を見るにいたったことであった。所管省内務省によればその開催趣旨は、「全国の選手を東京に集め神前に於て光栄ある全国的一大競技を行ふ」ことであり、それは「明治大帝の御聖徳を景仰する所以なるのみならず国民の身体鍛錬並精神の作興上其効果」の著しいことが期待されたものであった。競技大会の日程は「毎年11月明治神宮例祭ヲ含ム一定期間」とされ、第1回競技大会は、1924年10月30日～11月3日までの5日間にわたって開催された。競技種目は、「トラックフィールド、フットボール（アソシエーション・ラグビー）、ベースボール、ヴァレーボール、バスケットボール、ポートルース、テニス、ホッケー、水泳、剣道、柔道、弓道、相撲、乗馬」等多種目に及んだ。競技選手の構成は、青年団、一般（学生を含む）、軍人、女子の各層の代表が全国から選出され、選手数は3000名を越した。国民諸層を対象とした政府主催の総合的なスポーツ大会は、こうして開始されることになった。

さらにまた、オリンピック国際大会に対する国民的な関心の高まりの中で、オリンピック代表派遣費として、国庫補助金の交付が具体化したことであった。オリンピック国際大会へのわが国の初参加は、1912年の第5回オリンピック・ストックホルム大会に遡るが、それ以後代表派遣費は、一貫して派遣母体である大日本体育協会の負担に依存せざるをえない状況が続いてきた。しかし、1924年の第8回オリンピック・パリ大会から、代表派遣費として国庫補助金6万円の交付が決定を見たことは^(註2)、オリンピック国際大会への参加をめぐるの大きな変化であった。この大会における代表派遣費の決算額が、6万8,350円31銭であったことからすれば、この国庫補助金が占める比重の大きさを知ることができる。同時にこの国庫補助金は、1925年の第7回極東選手権競技大会への代表派遣費としても、オリンピック国際大会と同様に、6万円の交付が行われた^(註3)。以後、以上の二大国際スポーツ大会に対する政府の財政的支援は、恒常化していくこととなった。

スポーツに対する国民的な関心の高まりを背景に具体化した、以上のような政府による政策的関与は、1926年の文部省による2つの訓令の公布へとつながっていく。

すなわち、その1つである「体育運動ノ振興ニ関スル件」によれば⁽⁶⁶⁾、「近時学校ノ内外ヲ問ハス体育運動著シク勃興シ国民ノ間ニ漸ク其ノ普及ヲ見ルニ至レルハ学校教育並社会教育上洵ニ慶フヘキコト」であるとし、スポーツの健全な発達を図るためにも、「体育運動ノ指導ニ関スル事項」、「運動選手及運動競技会ニ関スル事項」、「体育運動団体ニ関スル事項」等の3項に関する具体的施策が提起されたことである。

ついで同年に改正公布された『学校体操教授要目』によれば⁽⁶⁷⁾、体操科教材として初めてスポーツが導入され、小学校、中学校、高等女学校、実業学校、師範学校において、「走技（短距離競争等）」、「跳技（走幅跳等）」、「投技（砲丸投等）」、「球技（バスケットボール）」等がその指導内容として展開されたことであつた。それは明治以降、一貫した形式体操中心の学校体育にとって、スポーツ普及の時代的思潮を鮮明に反映したものであり、大きな歴史上の変化を意味するものとなることであつた。

このようにして、1920年代にいたるスポーツの定着化の過程で、政府のスポーツに対する政策的関与を生み出す土壌が形成されるにいたり、それはやがて1930年前後における、本格的なスポーツ政策展開の前哨としての役割を果たすことになった。

3. 思想善導策の策定とその時代状況

1930年前後に具体化するにいたつた政府による思想善導策の策定は、この時期に展開を見た時代状況との密接な関連の中で進められたものであつた。その意味で、1930年前後の時代状況を背景的要因として把握し、思想善導策がもつ歴史的意義を明らかにしておくことは、以下の行論において展開される、この時期におけるスポーツの歴史的 성격について論及を試みていく上からも、きわめて重要な研究視角となるものと思われる。

すなわち、この1930年前後の時代状況は、1914年に勃発した第一次世界大戦を契機として、独占段階へと急膨張してきた日本資本主義が、大戦の終結とともに、早くも過剰生産恐慌に陥り、それ以降も本格的な景気回復を見ないままに、慢性的不況へと移行していく時期であつた。加えて1927年に惹起した国内金融恐慌と、さらに追い打ちをかけた米国に始まり、資本主義世界を席捲した1929年の世界恐慌とによる相乗的影響によって、日本資本主義は一挙に危機的状況を迎えた時期でもあつた。

いみじくもこの時期に創刊された『日本経済年報』で「旧平価金解金の断行と、世界恐慌の波及とによって日本経済の慢性的不景気は、著しく急性化された。斯くして日本経済のあらゆる部面に、種々なる混乱が捲き起こされつつある」とし、その結果として「所謂経営の合理化が行はれる。経営の合理化が伴ふ失業者の増大は今後の大問題であらう」⁽⁴⁾と指摘したように、こうした日本資本主義の危機的状況の矢面に立たされた国民生活は、企業の倒産、操業短縮などによる人員整理や賃下げ、農産物価格の暴落による農民生活の破綻などによって、深刻な窮乏化への道へと追いやられることになった。「青田賣り」、「娘の身賣り」、「欠食児童」等、社会問題が激発したのもこの時期である。

このように国民生活の窮乏化が急速に進む中から、労働運動や農民運動を中心に、婦人運動、学生運動等、国民の生活や権利、民主主義を要求する国民諸階層の運動が高揚し、またそれを通じて、社会主義の思想や運動も萌芽し始める等、まさに国家の政治的、経済的危機を示す状況が惹起されてくることとなった⁽⁶⁸⁾。

こうして国家の体制的危機に直面した政府は、その打開のための諸施策を国内外にわたって策定し、遂行していくことになった。先ず対内的には、1925年に公布された治安維持法にもとづいて、思想、言論、政治活動等、国民の民主主義、社会主義の思想や運動に対する権力的規制が強化されていき、同時に他方において、国民に対する思想強化策としての思想善導策が、全国的に推進されるという二面的施策が遂行されていくことになった。また対外的には、1931年のいわゆる満州事変の勃発等に見られる、アジア諸地域への軍事的経済的侵出が具体化されるにいたる等、国内外にわたって諸施策の展開が図られるにいたつたことであつた。

以上のように、1930年前後における、国家の体制的危機をめぐる時代状況の中で具体化した思想善導策は、文字通り政府主導の国民に対する思想教化策であつた。それは、国家に対する国民の批判や抵抗を宥し、転化することによって体制を擁護し、維持するための国民に対するイデオロギー操作の役割を期したものであつた。それゆえに、この時期における思想善導策は、まさに喫緊の政治的課題として、強力に推進されていくことになった。

そしてその組織的基盤として、1928年に文部省に「学生課」が新設され、各教育機関における「学生生

徒の思想の調査研究に関すること、学生生徒の思想運動に関すること」等が管掌されることになり^(註9)、翌1929年には「学生部」へと組織の拡大が行われた^(註10)。また1932年には、「国民精神文化研究所」が設置され、「我国体、国民精神の原理を闡明し、国民文化を发扬」するために、国民的な規模での思想教化運動が展開されていった^(註11)。

こうして国民に対する思想善導策は、以上のような時代状況と政治的意図にもとづいて策定され、遂行されていくことになった。

4. スポーツによる思想善導策の諸実相

思想善導策の本格的な推進に向けて、1920年末までに、その組織的基盤となるスポーツ行政機構の改編、整備が総合的に進められるにいたった。すなわち、1928年文部省分課課程の改定が行われ、従前から設置されていた「学校衛生課」は「體育課」へと改称され、組織的再編が行われた^(註12)。これに伴ってスポーツ行政は、学校衛生を含めて、学校及び地域社会を問わず、文部省に機能的に一元化されて推進されていくことになった。

そしてスポーツ政策の策定にあたっては、文部大臣の諮問機関として、既存の「体育運動主事会議」に加えて、1929年「体育運動審議会」が設置される運びとなり^(註13)、諮問体制も整備、充実されるにいたった。さらに1930年「地方体育運動職員制」が公布され^(註14)、北海道庁ならびに各府県に専任の体育運動主事が配置されることになった。これにもとづいて全国40道府県40名の体育運動主事が任命され、全国的にスポーツ行政指導が強化される体制も確立されていった。

こうして1920年代末までに、わが国におけるスポーツ行政の体制的基盤は確立していくことになった。ところでこのようなスポーツ行政の総合的な整備にいたる背景的要因は、どこにあったのであろうか。いうまでもなくそれは、既述の1930年前後に展開を見た時代状況との関連に与るところ大であった。それは何よりも、スポーツ行政を所管したこの時期における文部大臣の政策的意図の中に、如実に示されるところとなった。

すなわち、1928年には文部大臣、勝田主計による全国体育運動主事会議における訓示に見られるように、「我国ノ情勢ハ、内外共ニ事端極メテ多事」であるこの時期において、「国民体育ノ指導奨励ニ當リテ、常に国民思想ノ善導ト国民体力ノ増進トニ関シ、實際上

ノ効果ヲ収ムルコトニ不断ノ努力ト、深甚ノ注意ヲ払ハレタイコト」^(註15)が強調され、合わせて同主事会議に対して「国民思想ノ善導ニ関シ体育運動実施上留意スベキ点如何」^(註16)、が諮問事項として提起された経緯を見るにつけても、この時期におけるスポーツ行政の特徴として、思想善導策としてのスポーツを位置づけた政策的意図を看取することができる。

また1930年には、文部大臣に就任した田中隆三も貴族院において、「学生に対して穩健なる思想を注入し国民思想を健全」にするために、「穩健なる修養団体並に体育機関を奨励して国民思想の善導を計ること」^(註17)の重要性を力説した。そして田中の主張は、学生にとどまらず、「過激思想に感染せしめざる方法として積極的に体育運動を奨励」し、「青年団体の体育と相俟って大いに民衆体育の發育を促し以て国民体育の普及向上を期する」^(註18)ことを政策的課題として掲げ、以下のように全国的に行政指導の強化を図った。

1. 工場、鉱山、会社、商店、官庁等の勤労働者に対する体育運動を奨励すること
1. 官庁、会社、銀行、工場等に体育指導者を置きかつ運動場を設けて運動実行の機会を多からしむること
1. 体育運動に関する会やクラブの發展を図り、老若男女の運動に親しむ機会を多からしむこと
1. 各種屋外運動場、屋内運動場、武道場、山小屋等の施設を奨励しかつ必要に応じてこれを助成すること
1. 学校の運動場を適当な方法により開放し民衆の体育運動に利用せしむること
1. 運動場には管理において適当なる指導者を置くこと

このようにして、勝田、田中両文部大臣のもとで、思想善導策としてのスポーツ政策の展開が進められることになった。

しかしながら、1930年前後の時代状況の中で、スポーツによる思想善導策推進の中心的役割を果たしたのは、文部大臣 鳩山一郎であった。以下では、そのスポーツ論を中心に、彼が果たした歴史的役割を検証することにする。

鳩山は、1931年12月から1932年5月まで、犬飼 毅内閣の文部大臣に就任した。そして引き続き1932年5月から1934年7月まで、斎藤 実内閣の文部大臣として就任し、文部行政に関して指導的役割を果たした。とりわけ鳩山の文部大臣就任期は、スポーツに対する

国民的な関心が高まりを見せ、その普及への動向が顕著に現れてくる時期であり、同時にそうしたスポーツ状況の中で、スポーツに対する政府の政策化が総合的に推進され始める時期でもあった。そしてそこにおける中心的な位置と役割を果たしたのが鳩山であり、スポーツにおける思想善導策展開の主唱者となった。

幼少時及び学生時代におけるスポーツ経験を通じて⁽⁸⁾、文部大臣在任中にも、自らをスポーツ宰相と自認した鳩山によれば、スポーツは「全精神ノ緊張ヲ傾ケテ全肉体ノ活動ニ移スコトニ存スルノデアツテ、謂ハバ真面目ナル実行ノ修練、真剣ナル実力ノ錬磨ニ外ナラス」場であり、「常に明朗快潤ノ気宇、不屈不撓ノ精神、公明真摯ナル態度ヲ以テ、協力一致ヨク幾多ノ危機ヲ打破シテ、最後ノ荣誉ニ向ツテ邁進スル競技的試練ノ如キハ、到底他ノ何者ニモ之ヲ見出スコトハデキナイ」⁽⁹⁾のものであるとされた。それゆえにスポーツは、「議論でなく、実際である。理屈のみでは不足した点を、錬磨と、精神と、体験とで補ってゆく」ものであり、「すべてのプレーが、またその人間の全人格を、赤裸々に曝け出し、投げ出し、現し切つて、ただ真剣、無垢のものとなつてしまふ。蔽す余地も、包む隙もない。人間の全容が、最もありのままに、最も露骨に表れきつた真実な三昧境である」⁽¹⁰⁾とした。

鳩山はそのような見地に立つがゆえに、スポーツは「決して無味、索漠たるものではなく、また健康、及び肉体的のみに編したものでないと云ふ一事である」とし、否「それ所か、興味とか娯楽的な意味さへ十分に含んで居りながら、尚且つ体育として立派な目的が遂行され、同時にまた精神修養の効果を、如実に挙げ得る場合すら少なくない。スポーツに依つて鍛へられ教えられた明瞭、快活」さは、社会人として成長してからも、「必ず、相当立派な業績を残すに足りようと思ふ」⁽¹¹⁾として、スポーツがもつ効用を強調している。

しかし鳩山によれば、「スポーツの生命は、どこまでもフェアに終始するところにある。態度も、心事も、すべて公明、冷確で、そこには一点の邪曲も許されない」⁽¹²⁾のものであるとする。いわば時代や社会から離れたスポーツの純粋性こそ、鳩山が繰り返し強調してきたスポーツの社会的有用性であり、その核心に他ならなかった。

それゆえに鳩山は、当面する時代状況に対応して、スポーツの積極的な適用を試みようとする。すなわち、

スポーツによる「試練と鍛錬トガ、広ク国民ノ間ニ普及シ、真ニ快潤豪毅ナル国民ノ益々多キヲ加フルニ至」⁽¹²⁾ならば、目下の「内ニハ経済上ニモ亦思想上ニモ幾多ノ問題ガアリ、外ニハ国際関係ノ著シキ緊張ノ已ムナキ至」⁽¹³⁾っているとはいへ、「今日国家ノ重大問題ト目サレテイル思想国難、経済国難ノ如キモ、自ラ解決デキルデアラウコトヲ信ジテ疑ハナイ」⁽¹⁴⁾のものであるとした。その意味で、「次代国民ノ中堅タルベキ青年子女ノ間ニ、堅実ナル体育運動ノ普及発達ヲ見ルコト」は極めて重要であるとし、従来の民間団体の努力にとどまらず、「国家有用ノ施設トナシ、教育的見地ヨリ見テ一層重要ナル事業」⁽¹⁵⁾として位置づけていくことが緊要の課題であるとした。

またこのようなスポーツに対する社会的有用論は、同様な意味で以下のようにも展開されている。すなわち「青年をして邪道に踏み入れしむる誘惑の手から引離す意味からも、スポーツはそこに非常な道徳性をもつものと言へる」とし、「国事多端の非常時に際して、ややもすると、有能な学生にして左翼的思想に浸み、転向してゆく者が少くない」とする。したがって「スポーツの普及、スポーツマン・スピリットの浸潤が、左傾しやうい青年を、その本来の正しく健全なる思想に引戻すためにも、極めて有力かつ重要な機関」⁽¹⁶⁾となることを強調している。

以上見てきた鳩山の「スポーツの生命は、どこまでもフェアに終始するところにある。態度も、心事も、すべて公明、冷確で、そこには一点の邪曲、混濁も許されない」とするこのスポーツの純粋性に対する認識は、スポーツによる思想善導策の核心をなすものであった。こうしてスポーツによる思想善導策は、この時期の文部行政における重要政策課題の一つとして位置づけられ、全国的にその推進が図られていくことになった。

このような文部行政の動向に対して、スポーツ界で指導的役割を果たした河本祐助（東京帝国大学教授、全日本スキー連盟会長）の見地を把握しておくことも、この時期におけるスポーツ界の動向を知る上で重要である。

すなわち河本によれば、「スポーツは社会人としての人格を向上せしめるゆえ、よし赤化思想が入つて来ても、悪い部分は流出して、必ず浄化されて、立派な社会道徳として生れ変つて来るだらうから毫も心配はない」、「また工場においても資本家階級の工場主や重役と、無産階級の工場労働者との間に、不愉快な衝突

がよく起るが、これも若し両者が、余暇に同じ種類のスポーツを楽しむならば、その間に思想上の一致点が出来、ストライキなど起らずに済むであろう、「学校のストライキにしても校長をはじめ生徒、小使にいたるまで余暇には共にスポーツを楽しんでおれば、学校騒動など起る筈はない」^(註24)と述べている。

このようにスポーツ界で指導的役割を果たした河本の見地と、他方で既述した文部行政の頂点にあった鳩山のスポーツに対する見地とは、思想善導策を推進していくという視点で、基本的に共通性があった点を把握しておくことが重要である。

こうして1930年前後における思想善導策として展開されるにいたったスポーツ政策は、全国的な規模で発展していくことになった。

1924年に始まった「全国体育デー」は、1930年を迎えるにいたって、質、量ともに拡充されていった。「第7回全国体育デー」では、文部省は「学校、青年訓練所、幼稚園、教育界、体育運動団体、在郷軍人会、工場、会社、其ノ他体育ニ関係アル団体」へ対象団体を広げて、「運動会、体操会、競技検査、遠足、登山、其ノ他適当ナル体育運動ヲ行フコト」、それらの体育事業に対する表彰、体育に関する講演会、講話会、調査研究の発表、映画、ポスター、パンフレット、リーフレットの配布、展覧会等諸行事の開催について通牒を発し、政府主導による国民的な規模での普及と宣伝を大々的に行った^(註25)。

また同年初めて、文部省は「体育奨励金」9万円の予算計上を行い⁽¹³⁾、大学運動団体、武道団体、道府県体育協会に配布して、スポーツ奨励のための財政的援助を行い、以後恒常化されていくことになった。

そして1931年を迎え、3月には文部省主催の「第1回体育展覧会」が東京科学博物館で開催され⁽¹⁴⁾、体育団体、武道団体、大学・専門学校から、スポーツや衛生に関する用具や資料の展示があり、また天皇家からの出品も加わり、スポーツの普及と宣伝に寄与するところとなった。

また広く民間からの募集による文部省選定の「体育運動歌」が公表されることになったのもこの時期であった。^(註26)

栄えゆく（一力よみ子作詞 東京音楽学校作曲）

栄えゆく

夫つ御空の光をうけて

集へる我等の心は躍る

いざやわが友我等が身と魂

鍛へ磨かむいざいざ共に

皇御国の力となるまで

と高らかに歌われていったこの運動歌は、スポーツを通じた国家宣揚のための宣伝の場として、大きな政治的役割を果たすことになった。

さらにまた、1924年の第8回オリンピック・パリ大会から始まった、代表派遣費に対する国庫補金の交付は、1932年の第10回オリンピック・ロスアンジェルス大会から、従前までの補助金6万円から、10万円へと増額されるにいたった^(註27)。この時期にいたるスポーツの普及を背景にして、オリンピック国際大会に対する国民的な関心や期待が高まってきていた状況を、鮮明に反映した政策的配慮となったことは明らかであった。

この時期における各種スポーツ団体の組織化も急速に進められた。すでに1932年には、政府調査によるスポーツ団体の設置状況は、「陸上競技、水上競技等各種目の外我国在来の武道団体等があつて、その数現在約三十餘団体を算し各種目を統制し更に国際的に関係を有している団体もある」^(註28)までに組織的な発展を見るにいたった。なおこの時期までに種目別の学生スポーツ団体として、日本学生陸上競技連盟、日本学生水上競技連盟、全日本学生剣道連盟、全日本学生籠球連合、全日本学生スキー競技連盟など、全国的な組織が確立して、大学高等専門学校および中学校等に関するスポーツ大会行事が開催される運びとなった。

また全国道府県別にもスポーツ団体が「地方に於ける体育事業の普及奨励、連絡統制を計る目的を以て」設置され、「其総数四十一を算し昨年度調査の三十三に比し八を増加している。尚目下設立計画中のものに東京府体育協会、北海道体育連盟がある。結局此の一府一道を除いて未設の府県は大阪、京都、神奈川、和歌山の四に過ぎぬ状態」であるとの調査報告がなされており、しかもこの府県別のスポーツ団体のもとに郡、市を単位として「その数約四百」に達する協会やクラブが統轄されているという、全国的なスポーツの普及状況を示すものであった^(註29)。

こうしてスポーツが普及していくうえで、不可欠の物的条件となるスポーツ施設についても、全国的なスポーツの普及状況を反映して、逐次その整備に対する行政的措置が講ぜられていくことになった。1932年現在のスポーツ施設に関する政府調査によれば、全国総施設数は641ヶ所であり、その内訳は、総合競技場、

陸上競技場、野球場、庭球場、蹴球場、排球場、籠球場など陸上のスポーツ施設は325ヶ所、水泳プール77ヶ所、武道場69ヶ所、スキー・スケート場170ヶ所の実態であった^(註30)。一方、地方的調査として、1931年に東京市統計課が作成した「スポーツ統計」によれば、市内の競技場総数は154ヶ所であり、その内訳はフィールド16ヶ所、野球場50ヶ所、テニスコート77ヶ所、その他11ヶ所となっており、「昭和になってから新設されたものだけで全体の約5割3分に達している盛況」^(註31)であった。

この時期において、思想善導策の策定とその推進に当っては、以上のようなスポーツをめぐる諸実相の展開が不可欠の歴史的条件となったのであり、スポーツが国民的な規模で普及していくための諸施策が、政府の重要政策課題の一つとなった意義はそこにあった。以下では、このようなスポーツによる思想善導策が有する歴史的 성격について検討を加えることにする。

5. スポーツによる思想善導策の歴史的 성격

—むすびにかえて—

既述したように、1930年前後の時代状況は、日本資本主義の矛盾の激化と、それにもとづく国民生活の窮乏化を通じて、不可避免的に惹起してきた国民の生活を守り、権利を要求する広汎な国民の民主主義の諸運動と関わって、緊迫した政治、経済情勢の展開を見た時期でもあった。そしてそうした時代状況の中で、政府主導で策定された思想善導策は、文部省学生部を通じた学生・生徒の思想対策^(註31)、各種思想教化事業や思想教化団体の奨励・育成、国民精神文化研究所の設置^(註32)等、国民に対する思想強化策として具体化を見たものであった。それは、この時期に文部大臣に就任した鳩山がいみじくも指摘したように、「一般国民をして我が国体観念、国民理想に関し明確なる知識を得せしめ更に之に対する確固不拔の信念を確立せしめると共に国体を中心とする国民文化の振興を図ること」^(註33)をめざして展開されるべきところのものであった。

したがってそこでは、国家に対するさまざまな批判や抵抗を国体の思想で包摂して、体制擁護の国民思想へと転化させていくという、国民に対するイデオロギー操作が意図されていたことは、疑うべくもないところであった。鳩山によれば、この時期における「思想国難、経済国難」^(註34)は、こうして政府主導でその打開策が求められていくことになった。

このような思想善導策をめぐる時代状況の中で、鳩

山が体育運動主事会議に対して諮問した「現況ニ鑑ミ民衆体育ノ普及向上ニ関シ留意スベキ事項如何」^(註35)は、国民スポーツの普及の方策を、思想善導策の一環として位置づけようとする、政策的意図によるものであったであろうことは、以上の経緯からしても容易にうかがうことができよう。

こうしてわが国におけるスポーツは、その歴史的展開過程から見て、萌芽期における身分的制約のもとにおかれた上流階級に依拠したスポーツから、それを越えて国民生活へ定着する状況が現われていく中で、一方ではそれが楨桿の役割を果たして、国民のイデオロギー操作としての思想善導策として、その政治的役割を果たすことになった。

それゆえに思想善導策としてのスポーツは、それ自体常に「浄化」されていて、「純真無垢」の純粋性を保持していなければならなかったものであり、そこに鳩山等がいうスポーツの社会的有用性の意義があった。

この時期にすでに盛況期を迎えていた学生野球界で、野球のあり方をめぐって起こった野球浄化問題が、政府による「野球統制」^(註36)への道につながったという事実をもってすれば、以上のような鳩山等の見地は自ら明らかとなるところである。

このように、スポーツによる思想善導策とは、体制擁護の論理を本質的に体した、政府主導のスポーツ政策であった点に基本的な特徴があった。やがてそれは、野球の統制に端を発した、スポーツ統制の道へとつながっていくことになり、そしてそのことを通じて、来るべき国家総動員体制に向けて、スポーツの全面的な統制が具体化する土壌が形成されていくことになる。

その意味で、すでに見てきたスポーツによる思想善導策が果たした歴史的意義と役割とに学びつつ、そこからの教訓を生かし、時代の主体者となるべき国民の生命と健康の創造を期するスポーツの自主的、民主主義的な発展の方途を展望し、それを切り拓いていく目的意識的な努力の蓄積、このことが今日から将来に向けて、スポーツに託された国民的課題となるであろうことを総括し、本稿におけるむすびとしたい。

注

- 1) 『明治以降教育制度発達史』(第9巻)「学事統計諸表」から作成。
- 2) この期の中・小学校におけるスポーツの普及状況については、各中・小学校史誌、校友会雑誌、運動部史誌、各県教育会雑誌等で詳細に記述されている

- ので参考になる。
- 3) 1924年9月22日, 雑学第26号をもって, 「全国体育デー実施促進並普及方」に関する文部次官通牒が発せられ, 以後「全国体育デー」は政府主催行事として恒例化していくことになった。
 - 4) 『官報』(昭和5年2月12日付) より。
 - 5) 内務省編『第1回明治神宮競技大会報告書』(大正13年3月31日), P. 1~4.
 - 6) これは, 文部省訓令第3号を以て配布された「体育運動ノ振興ニ関スル件」(大正15年3月8日)からの引用によるもの。
 - 7) 1913年に公布された「学校体操教授要目」は, 1926年5月27日文部省訓令第22号をもって, 最初の改訂が行われた。これによって, 学校体育においてスポーツが初めて導入されることになった。
 - 8) 1930年前後における社会運動の発展状況を把握する上で, 次の資料が参考になる。大原社会問題研究所『日本労働年鑑』, 政府刊行物として, 内務省警保局編『社会運動の状況』, 司法省刑事局『思想研究資料』, 司法省調査課『司法研究』, 文部省学生部『思想調査資料』等があげられる。
 - 9) すでに1928年10月30日, 文部省分課規定の改正にもとづいて学生課が設置された。
 - 10) さらに1929年7月1日, 文部省官制の改正によって学生部が設置される等, 「学生生徒ノ思想ノ調査及指導」のための組織の再編がすすめられるにいたった。
 - 11) 文部省は, 各都道府県に対して国民精神文化講習会や思想指導委員会の開催や設置を通達し, 指導してきたが, その組織的な集大成として, 1932年8月22日, 勅令第233号を以て, 国民精神文化研究所を設置し, 「国民精神文化ニ関スル研究, 調査及指導ヲ掌ル」組織を中央に確立するなど, 国民思想の善導事業を推進した。
 - 12) 文部省分課規定中の改正(昭和3年5月4日施行)により, 学校衛生課は体育課となった。これによって, 従来内務省においても所管されていた地域スポーツ行政は文部省へ移管され, ここにスポーツ行政機構の一元化が確立されることになった。
 - 13) 1929年11月7日, 文部省訓令発体132号をもって, 体育運動審議会が設置され, 文部大臣の諮問機関となった。
 - 14) 1930年8月8日, 勅令第146号をもって, 地方体育運動職員制が公布され, つづいて同年8月19日, 文部省訓令第14号をもって, 体育運動主事定員が定められた。
 - 15) 『昭和3年度体育運動主事会議要録』より。
 - 16) 同上『昭和3年度体育運動主事会議要録』より。
 - 17) 『東京朝日新聞』(昭和5年1月14日) 貴族院公正会の政務調査文部部会における文部大臣 田中隆三の発言。
 - 18) 『東京朝日新聞』(昭和5年8月22日)
 - 19) 『昭和6年度体育運動主事会議要録』中における, 文部大臣 鳩山一郎の訓示より。
 - 20) 『昭和6年度体育運動主事会議要録』より。
 - 21) 同上『昭和6年度体育運動主事会議要録』より。
 - 22) 同上『昭和6年度体育運動主事会議要録』より。
 - 23) 同上『昭和6年度体育運動主事会議要録』より。
 - 24) この時期の新聞には, しばしばスポーツの社会的有用論が登場するが, 河本のスポーツ論も「東京朝日新聞」のスポーツ・コラムにおいて, 「スポーツと社会道徳=思想善導に効果=」について掲載されたものである。
 - 25) 1930年10月1日, 発体79号を以て文部省から, 「全国体育デー実施要項」が各地方長官, 直轄学校長, 公私立大学, 高等学校, 専門学校長へ通牒された。
 - 26) 1930年12月7日, 文部省告示第244号を以て, 体育運動歌「栄えゆく」(一力よみ子作詞)の当選が発表され, 東京音楽学校で作曲のあと, 翌年4月公表された。
 - 27) 前掲『スポーツ八十年史』, P. 101~102. オリンピック国際大会代表派遣に対する国庫補助金は, 1924年第8回オリンピック・パリ大会から, 6万円が交付されることになった。この大会に向けての選手数は19名(男子19, 女子0)であった。そして1932年第10回オリンピック・ロスアンジェルス大会では, 10万円の増額交付がなされた。その際の選手数は131名(男子115, 女子16)となり, 参加選手数から見ても, 政府のオリンピック国際大会に対する財政支援のもつ意義の大きさを示す大会となった。
 - 28) 文部大臣官房体育課『本邦ニ於ケル体育運動団体ニ関スル調査』(昭和7年)より。
 - 29) 同上『本邦ニ於ケル体育運動団体ニ関スル調査』(昭和7年)より。
 - 30) 文部大臣官房体育課「本邦一般社会に於ける主なる体育運動場」『内外調査資料』(昭和9年)より。
 - 31) すでに1928年10月30日, 文部省分課規定の改正にもとづいて学生課が設置され, さらに翌1929年7月

- 1日、文部省官制の改正によって学生部が設置される等、「学生生徒ノ思想ノ調査及指導」のための組織の再編がすすめられるにいたった。
- 32) 文部省は、各道府県に対して国民精神文化講習会や思想指導委員会の開催や設置を通達し、指導してきたが、その組織的な集大成として、1932年8月22日、勅令第233号を以て、国民精神文化研究所を設置し、「国民精神文化ニ関スル研究、調査及指導ヲ掌ル」組織を中央に確立するなど、国民思想の善導事業を推進した。
- 33) 1932年9月8日～10日にいたる3日間、文部省において全国学務部長会議が開催された際、鳩山が行なった国民の思想問題に関する、文部省の基本的な見解を示した訓示。
- 34) 前掲『昭和6年度体育運動主事会議要録』より。
- 35) 『昭和8年度体育運動主事会議要録』より。鳩山の「現況ニ鑑ミ民衆体育ノ普及向上ニ関シ留意スベキ事項如何」の諮問に対して、以下のような答申がなされた。すなわち「近時我が国民体育ノ興隆見ルベキモノアリト雖モ、其ノ分野ハ主トシテ学校体育ニ傾キ、民衆体育ニアリテハ、未ダ不振ノ状態ニアルヲ免レズ。而シテ現下挙国振張ノ時局ニ当リ、特ニ建国精神ト結ンデ民衆体育ノ振興ヲ期スルハ、尤モ時宜ニ適スルモノト謂フベシ」と述べられ、その具体策として、体育行政機構の整備・拡充、体育団体の組織およびその統制、体育思想の普及・宣伝、体育施設の充実等の諸事項が答申内容となっていた。
- 36) 野球の統制は、1932年3月28日、文部省訓令第4号を以て「野球ノ統制並施行ニ関スル件」が公布されたことによって実施に移された。この訓令は、その後のスポーツ統制への道を開いていくことになった点で、その果たした歴史的役割はきわめて大きいものがあった。
- (6) 同上『明治以降教育制度発達史』P.574.
- (7) 同上『明治以降教育制度発達史』(第7巻) P.319.
- (8) 鳩山一郎『私の自叙伝』, 改造社 (1951). この自叙伝において鳩山は、両親について、家庭生活と学園生活について、政治家として、自らの歩んだ道を回顧しているが、各所でスポーツとの出会いとその経験が語られており、スポーツ宰相と自認した背景を見ることが出来る。
- (9) 鳩山一郎『スポーツを語る』, 三省堂 P.30 (1932).
- (10) 同上『スポーツを語る』, P.32.
- (11) 同上, P.61.
- (12) 岸野雄三『近代日本学校体育史』, 東洋館, P.172 (1959).
- (13) 『東京朝日新聞』(昭和5年11月23日).
- (14) 『東京朝日新聞』(昭和6年3月13日).
- (15) 『東京朝日新聞』(昭和6年6月12日).

文献

- (1) 拙稿「日本における上からの学校体育と民衆不在のスポーツ」『体育史 31巻』講談社 P.216 (1975).
- (2) 日本体育協会編『スポーツ八十年史』, P.100 (1959).
- (3) 同上 P.100.
- (4) 東洋経済新報社『日本経済年報』(第1輯), P.219～20.
- (5) 『明治以降教育制度発達史』(第9巻) P.568.